

JL NEWS

Japan League on Developmental Disabilities

NO. 142
July
2022

特
集

事件から6年、意思決定支援の 取り組みは

Introduction

JL NEWS 編集委員長／全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長 又村あおい

本誌が津久井やまゆり園での事件を特集するようになって、6年が経過しました。毎年、7月号を同じ特集テーマで固定してしまっているのか考えることもありますが、少なくとも事件を決して忘れないという思いは、読者の皆さまも同じではないかと思えます。

昨年は植松被告に死刑判決が下され、その時点では控訴をしなかったことから刑が確定し、植松死刑囚となりました。ところが、今年に入って再審請求が出されるなど、やや先の見通しが持ちにくい状況となっています。

一方で、津久井やまゆり園の施設としては、津久井町の施設が再整備され、2021年8月に入居開始となったほか、一時移転していた横浜市芹が谷でも新施設が整備され、12月から「芹が谷やまゆり園」として再スタートしています。いずれも、全室が個室のユニットケアを採用しており、プライバシーが守られる構造となっている点が特徴です。

こうした事件そのものの動きとは別に、津久井やまゆり園では、芹が谷への一時的移転を余儀なくされたこともきっかけとなり、真に本人が望む暮らしを実現するため、入所している一人ひとりの「意思決定支援」を実践してきました。

意思決定支援とは、読んで字のごとく「意思」を「決定」するための「支援」であり、障害者総合支援法においては事業所における責務として法定化されて

います。とりわけ、入所施設の利用率が高い知的・発達障害のある人にとっては大切な支援といえます。というのも、入所施設にいる人の多くが、家庭の事情など非自発的な理由で暮らしの場を選択した(させられた)経過を有しているからです。また、入所施設の利用者は大半が重度障害であり、知的障害の場合には言語コミュニケーションが困難なため、ますます本人の意思・意向が軽んじられる傾向があります。

しかし、だからといって重度知的障害のある人には意思がない……ということにはなりません。むしろ、これまで自身の心情が顧みられてこなかった分、伝えたいことが溢れていることでしょう。もちろん、写真やイラストなど非言語的な情報提供や、表情や反応から本人の意向を読み取るといった工夫は欠かせません。何より、長く入所施設で暮らしているということは、施設以外での暮らしぶりが体験できていないということですから、体験・経験の機会を保障することが大前提となります。

残念ながら、全国的にみると入所施設における意思決定支援は限定的な取り組みにとどまっていますが、高く評価されている津久井やまゆり園における実践を広げていくことで、少なくとも非自発的な入所がなくなることを願ってやみません。そのことが、決して忘れてはならない事件から生まれた希望になるのではないのでしょうか。

津久井やまゆり園における 意思決定支援の課題と展望

神奈川県意思決定支援専門アドバイザー／和泉短期大学 教授
鈴木敏彦

事件の発生と意思決定支援の開始まで

2016年7月26日に発生した、神奈川県立津久井やまゆり園での痛ましい事件から6年を迎えようとしています。津久井やまゆり園における意思決定支援は「津久井やまゆり園再生基本構想」(2017年10月、神奈川県)を起点としています。基本構想では、①意思決定支援、②安心して安全に生活できる暮らしの場、③地域生活移行の促進を具体的な取組としました。以来、津久井やまゆり園利用者への意思決定支援は、現在でも継続しています。

津久井やまゆり園における意思決定支援のしくみ

(1) 意思決定支援と障害ケアマネジメント

津久井やまゆり園における意思決定支援のプロセスは、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(2017年3月、厚生労働省)に準じています(右図参照)。「意思決定支援のプロセス」は「障害ケアマネジメントのプロセス」と同一です。意思決定支援は、特別なことや新しいことを行うわけではなく、「本人中心の障害ケアマネジメント」を実施することです。

(2) 意思決定支援の場面

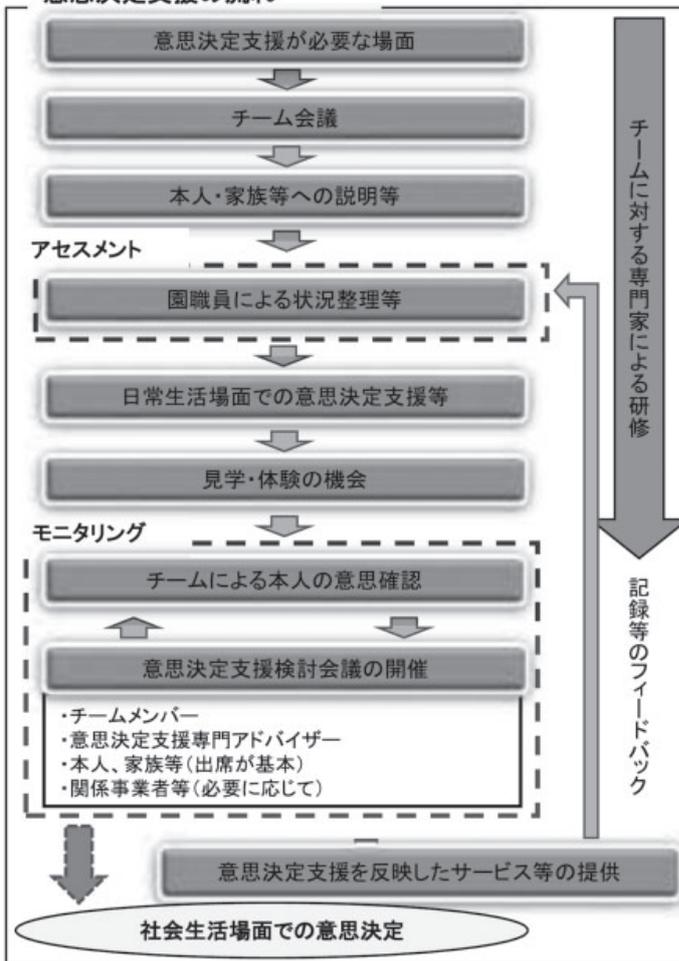
「ガイドライン」では、障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援が必要な場面として、「日常生活における場面」「社会生活における場面」の二つを挙げています。津久井やまゆり園での意思決定支援は、まず日常生活場面における意思決定支援の充実に努めるところから開始しました。日常生活場面における意思決定の経験(意思形成・意思表明)を積み重ね

た結果、グループホームへの地域移行を実現した利用者もいます。

(3) チーム支援

津久井やまゆり園における意思決定支援の特徴は、「チームによる意思決定支援」であり、130名を超える利用者全員に個別の意思決定支援チームが編成されています。チームは本人、家族、成年後見人等、相談支援専門員、サービス管理責任者、支援担当者(施設入所支援、生活介護等のほか、看護・心理・リハビリ等の専門職)、神奈川県担当者、支給決定自治体ケースワーカー、意思決定支援専門アドバイザー等により、

意思決定支援の流れ



1チームあたり概ね10名程度のメンバーで構成されています。

なお、ここで言うチームとは意思決定支援に係る会議等に参加する者の人数です。意思決定支援は日常生活場面での意思決定の尊重からスタートするため、利用者の日常生活に至近で関わりをもつ支援者も、本来は意思決定支援のメンバーとして位置付けられます。本人の支援に関わる人々の中で誰一人メンバーでない者はおらず、「全員参加の意思決定支援」と言えます。

利用者の現状と今後の支援への期待

(1) 居所選択の状況

事件後、多くの利用者が「津久井やまゆり園芹が谷園舎」に避難しました。その後、新たに建設される2施設の開所時期が、2021年8月(津久井やまゆり園)、12月(芹が谷やまゆり園)と決定し、2020年12月までに新たな居住の場の方向を定めるための会議等が全員に対して行われました。しかし、なかには明確な意思が判明しないまま12月を迎えた利用者もあり、最善の利益を考慮した決定(代理決定)を行わざるを得なかったケースも生じました。意思決定支援の取組の開始以来、一部の利用者はグループホームに転居しましたが、120名を超える方々は新たな2施設への転居となりました。

(2) 居所選択の課題

2施設の利用者定員は、それぞれ66名(男性44名:11名×4ユニット、女性22名:11名×2ユニット)として固定されていました。その結果、数名の方が本人の意思とは異なる場に転居先を変更せざるを得なくなりました。変更の際して、一部の利用者は他者の声を慮るなかで、自らの思いとは異なる決定を受け入れたことを吐露しました。また、一部の利用者には十分な説明が尽くされていないことも判明しました。さらに、県行政においても、個々の利用者の意思決定支援の進行管理を担う部門と、施設入所にあたり入所調整会議を担当する部門の連携や情報共有の不足が見られました。

意思決定支援のプロセスにおいてモニタリングを担う意思決定支援専門アドバイザーは、このような「本人不在の決定」に強く異議を唱えました。本人中心の意思決定支援チームによって決定された方向性が、チームでの再検討や善後策の検討の機会も与えられないなかで変更を余儀なくされたことは、権利擁護の根幹である「手続的権利」が保障されていないことになるからです。「本人不在の決定」は、本人をパワーレス状況に陥らせることが懸念され、現在でも集中的にその推移を注視しています。

(3) 新施設での支援への期待と意思決定支援の継続性・一貫性

新施設等への転居後、支援者は新施設での「利用者の生活を安定させる支援」を心がけるはずですが、しかし、それはあくまでも新施設へのソフトランディングを意味するだけにとどめるべきであり、生活の安定＝^{ついで}終の棲家となることを防がなくてはなりません。支援者には、新施設での早期の生活の安定(「ゆっくりして、まずは落ち着きましょう!」という安心感の提供)とともに、意思決定支援の継続(「これからどんな暮らしをしましょうか?」という問いかけの継続)が求められます。

支援者は、利用者を一生にわたって支援し続けることは不可能であり、支援者の交代は常に起こり得るという前提で、日頃から丁寧な記録による意思決定支援の取組の可視化や引き継ぎのためのカンファレンスの実施も不可欠です。支援者は、①意思決定支援の継続性・一貫性(思いをつなげる)、②日常生活での支援の継続性・一貫性(日々の暮らしをつなげる)、③本人の人生の継続性・一貫性(人生をつなげる)という「3つの継続性」を大切にしなければなりません。「私を支えるチームは変わるが、私の人生は変わらない」、こうした実感を本人に得てもらうことが目標です。

意思決定支援に携わる者の姿勢

津久井やまゆり園における意思決定支援の実践を通じて、以下のような、意思決定支援に関わる支援者に

共通して求められる姿勢等が明確になりました。

①ありのままの姿の受容：ありのままの姿を肯定的に受けとめられる安心感を得られることにより意思表示が促されます。このことは、障害者権利条約第17条（個人をそのままの状態に保護すること）とも関連付けられます。

②個別支援の徹底：意思決定支援は個人への徹底的な向き合いから始まり、意思決定支援に必要な配慮や工夫（合理的配慮）がなされる必要があります。同じような障害を有する利用者と重ね合わせる「一般化」に留意する必要があります。

③毎日が新しい本人との出会い：長期的な関わりによる支援のルーティンを避け、「一日として同じ本人はいない」ことを心に留め、「古い物差しで本人を測らない」「近すぎて見えないこともある」等につけなければなりません。

④意思決定支援は本人と支援者の共同作業：意思決定支援では、本人と支援者の「関係性」が重要です。両者の間に信頼関係が構築され、ともに同じ方向を目指すことが重要です。支援者には、本人から見えている景色を想像しながら、本人とともに歩むことが求められます。

⑤意思決定支援は強制されない：意思決定支援は強制されるものではなく、他者に判断を委ねたいという意思も尊重されるべきです。意思決定支援は何よりも本人のペースを大切に、支援にあたるのが重要です。

⑥迷ったときには「本人」に戻る：意思決定支援の道は、まっすぐで分かりやすい道ではありません。道に迷ったとき（意思決定支援に行き詰まりが生じたとき）には、必ず意思決定支援の監督である「本人」のもとに戻って、支援を再構成することが重要です。

⑦人生とともに続く意思決定支援：本人の長い人生（ライフステージ）に寄り添い、意思決定支援は進められます。神奈川県では、障がいのあるお子さまを育てているご家族向けのリーフレット「わが子の『思い』に向き合うために」を作成し、児童期からの取組

の啓発に努めています。

⑧パートナーとしての家族：家族等の声が「本人の代弁者としてなのか」、「本人よりも家族の意向が強調されているのか」を見極める必要があります。意思決定支援のプロセスで本人と家族等の思いが相反するとき、家族等の声の背景に目を向け、必要に応じて家族支援の検討が求められます。

意思決定支援と障害ケアマネジメント

津久井やまゆり園における意思決定支援は、本人中心の障害ケアマネジメントの考え方・プロセスを重視したものです。意思決定支援への取組から、以下のような留意点が見いだされました。

①意思決定支援の基本的な構造：意思決定支援は、障害ケアマネジメントのプロセスの適切な実施を柱とし、具体的な内容として意思形成／意思表示／意思実現への取組を図ることと言えます。

②サービス等利用計画と個別支援計画の連動：本人の生活全体を俯瞰するサービス等利用計画と、本人が利用する障害福祉サービスに関する個別支援計画の十分な連動が必要です。両計画の連動によって、本人の日々の暮らしと将来にわたる人生の道筋がより具体的に可視化されます。

③アセスメントの充実：津久井やまゆり園における意思決定支援では、アセスメントの充実を図るために「意思決定支援に係る手掛かり・ヒアリングシート」を活用しています。意思決定支援のスタートであるヒアリングについて、内容の十分な理解（視点の共有）が支援者には求められます。

④日常の支援場面での記録の充実：日々の暮らしのエピソード等の丁寧な記録は意思決定支援の最も基礎となる資料です。日常の支援場面について、i. 記録を書くことが支援の一環に位置付けられているか、ii. 細かなエピソードを余さず記録しているか、iii. 記録は支援者間で共有されているか、iv. 記録は多様な専門性に基づく複数の目により検証されているか、v. 記録は個別支援計画の立案に活かされているか等を確認

認することが大切です。

⑤意思決定支援のツール・手法の開発：意思決定支援においては、利用者一人ひとりに合わせた「合理的配慮」が求められます。津久井やまゆり園では、コミュニケーションに対する配慮・工夫として、絵や図を示す、写真の利用、ジェスチャー表の作成、カードの使用、トーキングマットの導入、動画の作成、ICT技術の活用等さまざまなツールが用いられています。多様なツールや手法の開発と活用事例の共有は、意思決定支援を促進します。

⑥地域生活の視点：入所施設における意思決定支援の取組では、本人の暮らしを施設内で完結させないことが重要です。利用者を「地域の生活者」として捉え、本人のニーズを誰がどのように満たしていくのかについて、施設外の社会資源を視野に入れた障害ケアマネジメントを行う必要があります。

意思決定支援の今後

(1) 意思決定支援に対する評価

現在、神奈川県では「当事者目線の障がい福祉（利用者目線の支援）」の実現を標榜し、その実現に向けて多様な検討の場が設けられています。津久井やまゆり園における意思決定支援については、「意思決定支援に丁寧に取り組むことが、支援者中心の支援から本人中心の支援に変わるきっかけになったことが明らかになった」「チームによる意思決定支援を進めたことで支援現場の意識や行動が変化したことが確認できた」（障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会報告書、2021年3月）等の評価があります。他方で、「何のために意思決定支援をやって、それがどうなったのか、もう一度検証してほしい。意思決定支援の評価をきちんとやっていかなければならないと思う」（当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会中間報告、2021年10月）等の指摘もあります。取組（しくみ・制度など）は、「創りだすこと」もさることながら、「継続すること」の難しさが挙げられます。すなわち「持続可能な意思決定支援の実現」が

課題といえます。

(2) 地域の社会資源の充実：「意思決定支援あって、資源なし」を防ぐために

意思決定支援の取組において、フォーマル／インフォーマルを含めた地域の社会資源には、本人の体験の機会場の拡大、生活の幅の拡大、地域移行等の基盤等多くの機能が期待され、社会資源の充実は不可欠です。社会資源の不足がブレーキ、ボトルネックとなり、「意思決定支援あって、資源なし」の状況を生じさせるわけにはいきません。地域の社会資源の充実等について話し合い・検討を図るための場である「（地域）自立支援協議会」が有効に機能し「地域社会を耕していくこと」が求められます。

(3) 意思決定支援の全県展開に向けて

現在、津久井やまゆり園における意思決定支援の取組を基礎として、神奈川県全県の障害児者支援の現場への意思決定支援の普及を図る「意思決定支援の全県展開」が構想されています。津久井やまゆり園における意思決定支援を汎化させるために、神奈川県は「意思決定支援の全県展開に向けたスタートアップ」として、①しくみづくり：専門家派遣、評価基準やシステムの設計等、②人づくり：担い手の養成（アドバイザー、事業所の中核人材等）等、③土台づくり：当事者ヒアリング、チーム支援のモデル実践・検証等の三つの柱を立てています。今後はさらに、①個別施設がどのように意思決定支援を展開していくか、②組織内の理解をどのように深めていくか、③社会資源がないことへの対応をどうするか、④地域住民への理解の浸透をどうするか等の課題について取組が求められます。

「ひとりひとりを大切にする」社会、誰一人置き去りにされない社会の実現には、まずは「最も声を聴かれてこなかった存在」である障害者本人の声なき声にすべての人が向き合っていくことが必要です。意思決定支援は、「ひとりひとりを大切にする」ための有力な手段です。支援者だけの取組にとどまらず、オール神奈川としてあらゆる人々が本人の思いを大切にすることが期待されます。

日本発達障害連盟 構成団体 令和4年度事業計画

公益財団法人 日本知的障害者福祉協会

1. 組織強化

2. 政策提言・対外活動

3. 広報・啓発活動

- 各種情報の収集・提供の推進：広報・機関紙「愛護ニュース」の発行／「協会だより」のメール配信／協会ホームページの充実
- 全国小・中学生障がい福祉ふれあい作文コンクールの実施

4. 調査研究

全国知的障害児者施設・事業実態調査の実施

5. 研修・指導

- 全国知的障害関係施設長等会議の開催（対面・オンライン開催）
- 全国知的障害福祉関係職員研究大会の準備
- 施設・事業種別関係研修会の開催
- 研究指導誌『さぼーと』の発行

6. 施設・事業所職員養成事業

- 「社会福祉士養成所（通信課程）」の運営
- 「知的障害援助専門員養成通信教育事業」の実施
- 「知的障害福祉士認定事業」の実施
- 「知的障害を理解するための基礎講座」の実施
- 「リスクマネージャー養成研修」の実施
- オンライン動画の配信による職員研修の実施

7. 図書・資料の刊行等

8. 表彰事業

9. 施設・事業所職員福利厚生事業

会員互助会「さぼーと倶楽部」の運営

10. その他必要な事業

障害者施設総合補償制度の実施／利用者支援・業務管理システム「福祉協会 ASP」の実施／協会求人ポータルサイト「知的障害者支援員おしごと.net」の実施

全日本特別支援教育研究連盟

1. 第61回全日本特別支援教育研究連盟全国大会 (秋田大会) 分科会誌上開催

大会主題：夢や志をもち自ら未来を切り開く子どもの育成～「自立と社会参加」に向けた特別支援教育の充実を目指して～ 日程：2022年11月11日午前 全体会／午後 東北特研理事会、分科会誌上開催。全体会会場：にぎわい交流館 AU（あう）「3F 多目的ホール」

2. 地区別研究大会

北海道：道特連 11月オンライン、北特研 7月29日、東北 11月11日、関東甲信越 8月5日オンライン・誌上開催、東海北陸 8月2～3日、近畿 8月5日、中国四国 8月 講演 Web 配信・分科会誌上開催、九州 11月10～11日オンライン（沖縄県）。

3. 研究調査

研究テーマ「特別支援学級担任・通級による指導教室担当を支えるサポートに関する調査研究」

4. 出版活動

機関誌「特別支援教育研究」（月刊・東洋館出版社発行）の編集

5. 研修会等

令和4年度全特連「研修・研究活動支援事業」

6. 理事・評議員研究協議会、常任理事会

7. 関係団体との協力・参加

1) 第58回全国特別支援学校長会研究大会 6月16～17日オンライン開催。2) 第59回全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会 8月4日。3) 第45回全国特別支援学校知的障害教育 校長研究大会 8月5日。4) 全国特別支援学校知的障害教育校教頭会研究大会→中止

8. 公益社団法人日本発達障害連盟の事業への協力

第59回発達障害福祉月間中央行事／発達障害医学セミナー・自閉症セミナー・実践セミナー／編集協力「発達障害白書 2023年版」

全国手をつなぐ育成会連合会

1. 広報・啓発事業(知的障害者のための社会啓発)

- 第7回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会福井大会の開催(式典中心で2022年11月開催予定)
- 各地方ブロック大会の開催:北海道大会、東北大会、関東甲信越大会、東海北陸大会、近畿大会、中国・四国大会、九州・沖縄大会
- 育成会フォーラム・行政説明(2023年3月開催予定)、権利擁護セミナー(2022年11月開催予定)、啓発キャラバン隊研修会(2022年10月開催予定)

2. 地域育成会への総合支援

- 全国正会員育成会への活動助成金交付
- 災害等活動支援基金を活用した防護服等の備蓄・配送や関係省庁への要望活動などによる新型コロナ対策

3. 研究調査・政策提言事業(知的障害者のための研究調査と政策提言)

- 知的障害者福祉と権利擁護に関する研究開発(本会の設置する政策センターや権利擁護センターにおける、知的障害者及びその家族のライフステージにわたる権利擁護と支援施策に関する協議など)
- 研究調査結果に基づく、政党や関係省庁への政策提言・要望活動

4. 本人活動支援

- 知的障害者本人の自発的活動に必要な情報、書籍、機材等の提供
- オンライン会議システムを活用したオンライン本人大会の開催

5. 情報交流誌(機関誌)「手をつなぐ」や図書の刊行事業

6. 関係団体交流・協力事業

- 国内関係——関係機関・団体との連携強化(関係省庁等への働きかけと協働の提案、JDF(日本障害者フォーラム)、全国社会福祉協議会、日本発達障害連盟等、関係団体等との情報共有や連携強化/第59回発達障害福祉月間への協力/全国正会員育成会における相談事業等への協力・支援(全国心身障害者福祉財団助成事業))
- 国際関係——「手をつなぐ」内の「世界の動き」における情報提供や、本会の設置する国際委員会を通じた国際育成会連盟(インクルージョン・インターナショナル活動への参画)
- 文化芸術・スポーツ関係——日本博を契機とした障害者の文化芸術プロジェクトや障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワークの事務局対応

日本発達障害学会

1. 機関誌「発達障害研究」発行

第44巻第1号～第4号

2. 英文誌「Journal of Developmental Disability Research」発行

3. 第57回研究大会開催

主催:日本発達障害学会理事会、実行委員長:宮本信也、期日:2022年12月24～25日、オンライン開催

4. 研究助成基金による事業

優秀論文賞の授与/若手研究者海外派遣助成

5. パソコン情報ネット

日本発達障害学会ホームページの運営

6. IASSIDD との連携

7. 諸資格への連携・協力

- 学会連合資格『学校心理士』認定運営機構への参加
- 児童青年精神医学会専門医認定ポイント制度への協力
- 小児神経学会専門医研修単位への協力
- 財団法人日本臨床心理士資格認定協会『臨床心理士』資格承認団体への参加

8. 日本発達障害連盟諸事業への協力

発達障害白書2023年版刊行/日本発達障害連盟主催セミナー

9. 委員会

編集委員会/組織改革・会員拡大委員会/研究大会委員会/国際委員会/倫理・社会活動委員会/研究推進委員会/渉外委員会(名誉会員推薦)/アクセシビリティ委員会

日本発達障害連盟 令和4年度事業計画について

日本発達障害連盟 副会長 **明官 茂**

正会員の皆様、賛助会員の皆様、梅雨明け後の厳しい暑さが続いています。体調にはお変わりないでしょうか。日本発達障害連盟も小澤体制に変わって2年目を迎えました。副会長としてここ数年運営に関わっておりますが、以前と比べて会議も活発になり、別の組織になったようなイメージです。昨年度の活動を振り返りながら、令和4年度の実業計画について紹介したいと思います。

昨年度の実業は、国際交流事業としてフィリピンで行われたアジア知的障害会議にオンラインで参加しました。会長、金子健顧問、北川聡子理事に加えて当事者も複数参加しています。発達障害福祉月間は、内閣府主催の障害者週間セミナーにエントリーし、「共生社会と防災」をテーマに、全日本特別支援教育研究連盟、日本発達障害学会、全国手をつなぐ育成会連合会からの代表が提言を行いました。内容は内閣府ホームページから配信され、多くの方に見ていただきました。研究・啓発事業は、発達障害に関する3種類のセミナーをオンラインで配信しました。参加人数は、コロナ禍ではありましたが全体で120名、45法人となりました。その他には、『発達障害白書』の編集及び頒布、JL NEWSの発行、賛助会員の拡大に取り組みしました。

令和4年度は、昨年度の取組を基に、以下の内容を計画しています。

- ①国際交流事業として、12月に行われるアジア知的障害会議理事会に参加します。
- ②発達障害福祉月間の取組として、内閣府主催の障害者週間セミナーに引き続きエントリーすると共に、構成団体と協力して、全国の関係機関へ啓発事業の実施を呼びかけます。
- ③情報提供事業として、『発達障害白書 2023年版』の編集及び頒布、JL NEWSの発行、ホームページでの情報発信及び充実を行います。
- ④研究・啓発事業として、発達障害に関する医学セミナー、自閉症セミナー、実践セミナーの、集合研修での開催を計画しています。今年は、全体で300名以上の参加を目指しています。
- ⑤運営に関しては、組織運営委員会の毎月開催、広報委員会、国際委員会、研修委員会のすべてに常務理事を配置し、委員会活動を活性化すると共に、スピードのある運営を目指します。

日本発達障害連盟として現時点での大きな課題は財政上の課題解決です。各種事業は皆様の協力で順調に進んでいますが、財政状況を改善し発達障害連盟を再生するための取組も早急に進めなければなりません。そのためにも、正会員及び賛助会員の皆様の多くの知見が必要です。今年度も連盟へのご理解と共に、ご支援をよろしくお願いいたします。



公益社団法人 日本発達障害連盟

私たちは、世界の知的障害・発達障害のある人々が、障害のない人と共に参加する共生社会の実現を目指しています。

【構成団体】

当事者と親・保護者の会 一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会 【ホームページ】 http://zen-iku.jp/ 【連絡先】 03-5358-9274	福祉施設関係者の団体 公益財団法人 日本知的障害者福祉協会 【ホームページ】 http://www.aigo.or.jp/ 【連絡先】 03-3438-0466	学校教育関係者の団体 全日本特別支援教育研究連盟 【ホームページ】 http://zentokurenhp.world.coocan.jp 【連絡先】 03-3822-1606	研究者の団体 日本発達障害学会 【ホームページ】 http://www.jasdd.org/ 【連絡先】 03-5814-8022
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

編集：公益社団法人 日本発達障害連盟 会長 小澤 温
〒114-0015 東京都北区中里1-9-10 パレドール六義園北402
TEL：03-5814-0391 FAX：03-5814-0393 URL：<http://www.jlidd.jp/>

発行：障害者団体定期刊行物協会（SSKP）
〒157-0072 東京都世田谷区祖師谷3-1-17 ヴェルドゥーラ祖師谷102
※無断転載・複製を禁じます。 2022年6月21日発行 定価100円